

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長							
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令第 48 条の 11）							
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（▲3,000 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲3,000 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲3,000 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る。 【関係条文】 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号） （課税の特例） 第 64 条 電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 2 条第 3 号に規定するガス状炭化水素であって関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2711・11 号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第 4 号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。 (2) 施策の必要性 沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の維持、上昇抑制に努めつつ、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 今後も、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐに実現できるものではない。 加えて、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入拡大には多額の設備投資等が必要であり、県民生活や産業活動に支障が生じないようエネルギー政策の基本的視点である S+3E※を大前提に進めていく観点からも相応の時間を要する。 ※（安全性（Safety）、安定供給（Energy security）、環境性（Environment）、経済性（Economic efficiency）） よって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：10. 沖縄政策 施策：10. 沖縄振興に関する施策の推進																																												
		政策の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）																																												
		同上の期間中の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
		政策目標の達成状況	本措置により、令和3年度から令和7年度までの5年間平均で、1 kWh 当たり約 0.43 円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。 <電気料金に与える影響> （単位：百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,203</td><td>3,305</td><td>2,966</td><td>3,492</td><td>3,319</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.42</td><td>0.44</td><td>0.40</td><td>0.45</td><td>0.43</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)による実績報告をもとに算定 <電気料金（単価）の推移> （単位：円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>沖縄電力(株)</td><td>20.87</td><td>24.24</td><td>24.38</td><td>25.38</td><td>24.16</td></tr><tr><td>9社平均</td><td>16.68</td><td>23.16</td><td>21.88</td><td>22.03</td><td>21.49</td></tr><tr><td>単価差</td><td>4.19</td><td>1.08</td><td>2.50</td><td>3.35</td><td>2.67</td></tr></table> ※算出方法：各社の電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 ※出典：各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度については、ウクライナ情勢による燃料費高騰の影響により、一時的に格差が縮小						R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319	影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16	9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49	単価差	4.19	1.08	2.50
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																																										
適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319																																										
影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43																																										
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																																										
沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16																																										
9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49																																										
単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67																																										

有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置による免税分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、年額約2,208円の負担軽減の効果がある。 <電気料金に与える影響> (単位:百万円、円/kWh) <table><tr><td></td><td>R8 年度</td><td>R9 年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,533</td><td>3,361</td><td>3,144</td><td>3,535</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.46</td><td>0.44</td><td>0.42</td><td>0.46</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)の計画をもとに算定		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	適用額	3,533	3,361	3,144	3,535	影響単価	0.46	0.44	0.42
	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度												
適用額	3,533	3,361	3,144	3,535												
影響単価	0.46	0.44	0.42	0.46												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（地方税：固定資産税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域旧産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
	要望の措置の妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。														

租税特別
措 置 の
適用実績

適用件数：2社（沖縄電力(株)、電源開発(株)）

○適用量

適用量：石炭

(単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
石炭消費量	2,023	2,085	1,779	2,158	2,049
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
石炭消費量	2,247	2,055	1,817	2,139	2,128

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

適用量：LNG

(単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
LNG消費量	233	242	285	288	275
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
LNG消費量	244	293	352	325	325

※数値は沖縄電力(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

○免税額

免税額：石炭

(単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	2,770	2,855	2,436	2,956	2,807
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	3,079	2,816	2,489	2,930	2,915

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

免税額：LNG

(単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	433	450	530	536	512
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	454	545	655	605	605

※数値は沖縄電力(株)より聴取

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない 分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界 に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要 である。
	前回要望時 の達成目標	沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	目標に関しては概ね達成している。
これまでの 要望経緯		平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年間の延長 平成 19 年度 5 年間の延長 平成 24 年度 3 年間の延長及び免税対象への LNG の追加 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長 令和 4 年度 2 年間の延長 令和 6 年度 3 年間の延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期・中期・長期アウトカム共通で他地域（9社平均）との電気料金の格差を指標として設定した。加えて、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和2年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和2～4年度（3年間）】：未達成
- 長期【令和2～6年度（5年間）】：（電気料金の格差）未達成
（一人当たりの県民所得）実績不明

○短期・中期・長期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

現時点においては未だ割高な電気料金とはなっているものの、当該措置による免税分については電気料金原価に反映されており、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっており、沖縄における電気の低廉で安定的かつ適正な供給の確保が図られ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与していることから、本措置を引き続き継続する必要がある。